

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和5年3月1日 午前10時00分 招集
2. 令和5年3月17日 午前10時00分 開議
3. 令和5年3月17日 午後2時38分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

#### 欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	藤 田 浩 司
土 木 部 長	荒 木 仁	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	松 岡 幸 治	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
住 環 境 課 長	加 藤 勇 二 郎	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	藤 井 栄 治	税 務 課 長	上 村 美 博
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信
観 光 課 長	秦 美 保 子	人 権 啓 発 課 長	市 原 吉 治
健 康 増 進 課 長	山 中 昭 人		

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 本 繁 樹	議 会 事 務 局 次 長	市 原 多 喜 男
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

#### 10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 提案理由の説明

日程第2 議案第48号 工事請負契約の変更について

日程第3 議案第49号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について

日程第4 発委第3号 阿蘇市議会個人情報保護条例の制定について

### 午前10時00分 開議

#### 1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1 一般質問

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は45分と定められています。一般質問は、市の行政全般にわたり、事務の執行状況及び将来に対する方針などについて所信をただし、報告、説明を求め、または疑問をただすものであります。質問される議員におかれましては、この趣旨を踏まえ、簡潔で分かりやすい質問とし、執行部におかれましては的確な答弁に努められますようお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。5番議員、佐藤和宏君。

佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） おはようございます。5番議員、佐藤和宏でございます。通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

本日は、阿蘇市コミュニティ交通「イコカー」の実証実験の課題について質問をさせてい

たきます。

少子高齢化に伴う移動手段の変化、過疎地域での移動手段の支援ということでは、本市においては高齢者の移動手段が特に望まれているところがございます。高齢者のお出かけの支援については、昨年の3月議会でも道路交通法の改正に伴う交通情勢において高齢ドライバーが自動車の運転をすることを控える生活スタイルに変えることになったり、また高齢ドライバーの自主返納者増加に備えて行政からの支援をとということで質問をさせていただきました。そして、昨年の10月からイコカーの実証実験が始まったということで、私もこうした高齢者のお出かけの支援は大変素晴らしいことであり、また体の不自由な人や学生さんにも有利なことになるということで、この取組をしっかりと私ながら応援していきたいと思っておりました。今回、議員として4年の任期をまた新たにいただくこともできましたので、この取組をしっかりと自分なりに応援していき、議員活動の一環として、このイコカーの利用促進に向けた活動をやりたいと思っております。

それでは、利便性の向上に向けた対策はということですが、全員協議会でイコカーの実証実験についての説明がありました。改めまして、10月から現在までのイコカーの業務の内容から改善すべき必要があると思われる反省点などを担当課長から御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

イコカーにつきましては、昨年の10月から山田地区の路線バスの山田経由沿線を対象としまして半年間の実証実験ということで1日6便を運行しております。2月末現在で登録者数35名、利用者数延べ30名、月平均が大体6名の利用状況でございます。

当初、3月末を実証実験の期限としておりましたが、利用された方、それから地域の方々の御意見を参考に予約時間、それから運行時間、それと行き先等を見直した上で、9月30日までの半年間、期間を延長して運行する計画としております。具体的には、当日予約も可能としたこと、いろいろな反省点を踏まえて当日も予約可能としております。それから、運行時間については、分かりやすく9時から概ね1時間ごとに設定をさせていただいております。それから、行き先につきましても、固定せずに可能な範囲で内牧間と宮地間の往路と復路（行きと帰り）のいずれも選べるように実施して利用性の向上を図ることとしております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 先日の全員協議会での実証実験の資料も見せていただきますと、ドアツードアで1回の運行で概ね所要時間が市街地までの行きと帰りで約1時間というサイクルになっており、これが1日6便という体制になっているようですが、利用者の意見の中から通院時の帰りの予約が難しいというのがありました。そこで、できれば1日6便あるわけですので、2便先、3便先でその利用者とうまく時間の調整をして迎えに行けるような気配りをして、利用者が常時往復で利用できるような時間配分ができるかできないかが今後の課題になるのではないかと考えております。利用者の使い勝手がよい体制にするための対策は、今回の延長に伴い、何か考えておりますか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 現状6便を運行しております。この6便中、午前中の3便のみ、今現在利用されている状況でございます。午後は、まだ実績がない状況でございます。アンケート、聞き取りあたりをしたところ、やはり当日の予約についての要望がございまして、当日予約も可能とすることで病院の診療終了後も予約が可能となりますので、帰りの便あたりの利用も期待できるということで、そういった改善点を上げた上で計画しているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） ありがとうございます。

今回、実証実験の延長に伴い、予約時間、運行時間、行き先の見直しを検討するということですが、人員の制限や車両の制限、利用者の希望調整と、いろいろ問題も出てくると思いますが、往復セットでの改善策をしっかりと模索していただきたいと思います。例えば、定期的なコースを走行中でも、利用者からの急な要請連絡があればコースを変更することも可能となる連絡方法の改善が必要になると思います。

そこで、提案ですが、運行便数の増設、ドライバーの増員などを検討したり、移動中でも利用者の要望に応えることができるような柔軟な連絡、相談ができるようになる、例えば無線機の設置、ブルートゥースなどを活用して常に利用者と連絡を取ることができるようにすると、利用促進の効果が出てくるのではないかと思います。それらの導入の検討も考えてみたらどうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今現在、ワークネットに運行を委託しております。ドライバーの方1人を雇用して、事務的には既存の職員さんが事務を行っているということで、1人のドライバーで6便を回しているという形になっております。先ほども言いましたとおり、実際は午前中の3便のみ、利用している状況でございまして、便数を増やすとなると、やはりドライバーさんも必要ですし、車も確保する必要があるということで費用負担を伴いますので、現時点での増便は予定していないところです。利用状況を見ながら判断したいと思います。

それから、通信方法については、ブルートゥース接続のハンズフリーイヤホンあたりを今現在検討中ですが、当然お客様を目的地まで輸送した後、安全な場所に停車後、そういった電話対応はするというのを基本と考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 車の移動中のことです。やはりそういうところも考慮しながら購入ができればお願いしたいと思います。

2019年に池袋で高齢者のドライバーが母親と幼い子どものかわいそうな事故があったからは、やはり高齢ドライバーは免許の返納をする人が増えてきたという話であります。また、警察庁もこの事件を機に道路交通法を改正して、75歳以上の高齢ドライバーが過去3年間に事故、違反があれば更新時の高齢者講習を受けるときに実車試験を受けなければならない

という改正がありました。この改正をもとに、高齢ドライバーの方は、日頃は車の運転は控えているだけけれども、どうしても返納することにはためらっていると、そういうドライバーもいらっしゃるということがございます。高齢ドライバーの中には普段は自家用の車で移動するというのが大半な方でも、例えば雨の日とか体調が優れないときはイコカーに乗ると本当にありがたいなと思っている方はいらっしゃると思います。そういう人たちの利用者数を増やしていくことがこれからは必要ではないかと思っております。

利用登録者増加に向けた取組をということでイコカーの知名度、リピーターを増やしていただき、未利用者の方にももっとイコカーの取組を知っていただき、利用していただくということを検討していただきたいと思いますが、そういう対策はありますか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 利用登録に当たりましては、関係区長さんの御協力、御尽力によりまして、対象地域全戸に回覧をしたり、登録を呼びかけていただいております。また、各地域の初寄り等におけるアンケート調査を実施したり、あと戸別訪問によるヒアリング、聞き取り、インタビューあたりも行っております。また、周知も兼ねたイベントの開催であったり、お知らせ端末等による定期放送、それから代表区長さんを含めた調整会議など、熊本トヨタ自動車、それから損保ジャパン様の御協力も賜りながら周知徹底に努めておりまして、イコカーの認知度については向上しているものと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 市内の教習所でこの間お邪魔をして、お話を聞いたわけですが、道路交通法の改正が5月から行われていまして、実車試験が5月から導入されました。5月から今年の2月まで、市内の教習所に尋ねましたら、33名受検されていらっしゃる。この実車試験に合格しないと実質更新ができませんから返納という形になりますけれども、その中で4名の方は、今回、9か月だそうですが、不合格ということで、新たなそういう高齢ドライバーが必ずたくさん出てくると私は思っております。

そこで、新たな地域への運行計画はということで、阿蘇市においてはこのような高齢のドライバーがイコカーの利用を希望してくると思います。実証実験終了後、運用計画はそのまま山田地区に固定を考慮しておりますか、それとも9月30日以降は新たな地域への運用と考慮しておりますか、そういう計画が今現在ありますでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今回のコミュニティ交通であるイコカーの運行につきましては、本来、路線バス、それから乗合タクシーなどが運行している地域では認められていないという状況でございます。今回は、期間限定の実証実験という位置づけの下、特例的に認められたものでございます。したがって、バス、タクシーなどの既存の交通事業者による輸送サービスが可能な地域、いわゆる公共交通空白地以外の地域に導入することは、通常であれば困難な状況でございます。また、今回の実証実験では、熊本トヨタ自動車から車両の無償貸与をいただいておりますが、採算性を考えた場合は乗合タクシーよりも割高になっておりまして、残り半年間での山田地域における実証実験を進めながら、様々な視点から持

続可能な公共交通の在り方を検証してまいりたいと考えております。まずは、実証実験終了後の利用状況、山田地区における利用状況、それから財政負担等を踏まえて、地域の実情に応じた交通手段を模索してまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） なかなか難しいということでございますけれども、実証実験終了後も地域に密着したお出かけの支援対策の検討は今後も求めておきたいと思っております。この実証実験の期間延長で利用者からの口コミ効果を期待したいと思っております。今後もさらに人気の乗降場所、個人別の利用回数などの分析、利用者の希望に応えることができるような運営を行っていただき、利便性のあるイコカーの利用促進に努めていただきたいと思います。何か最後に。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） まずは、現在利用されております方がリピーターとなっておりますので、その方々から情報を発信して広げていただくとともに、地元老人会などでの説明の場を設けていただくなど、周知に努めてまいりたいと思っております。議員御指摘のやはり高齢化に伴って、ドアツードアという利便性については、しっかりPRしてまいりたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 課長、ありがとうございました。次にいきます。ありがとうございました。

では、次に今後のコロナウイルス感染症に対する感染防止対策の緩和について質問します。

新型コロナウイルス感染症の感染者が県内で初めて確認されてから、2月で丸3年、53万人が罹患し、県民の3.2人に1人の割合で感染していると言われております。当初は、飲食店などの休業要請や時間短縮、学校の休校要請と行動制限が出されておりました。しかし、最近ではオミクロン株が流行の主流となり、致死率が低下しているということで徐々に感染対策を緩和し、経済活動の正常化との両立を目指し、ウィズコロナに軸足を移していくことを目的に、3月13日からはマスク着用を自己の判断に委ねることを基本とする見直し、また5月8日からは季節性インフルエンザと同等の5類への見直しと制限が緩和されることになっております。

そこで、本日は、福祉課、教育課、阿蘇医療センターでの感染防止対策の緩和に今後どのように取り組むかを質問したいと思います。5月8日からは5類への見直しとはなっておりますが、これからゴールデンウィーク後の感染状況の推移を見通すことはなかなか難しく、対応は難題となりますが、感染状況を注視しながら社会活動の正常化にどのように取り組むか、お聞きしたいと思います。

それでは、まず、福祉課の園児、保育士に対する対応から御答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） おはようございます。ただ今の質問にお答えします。

マスク着用は個人の判断に委ねること、感染症対策を理由として事業者は利用者または従

業員にマスクの着用を求めることができるということが2月に国からの通達であっております。また、保育所等における子どものマスク着用について、2歳未満児のマスク着用は推奨しない、そのほか2歳以上児についても一律にマスクの着用は求めない、引き続きマスクの着用を希望する子ども、もしくは保護者に関しましてはそれを認めるなどの適切に配慮をするといった形、あと換気の確保等の必要な対策を講じるなども併せて国・県から通知がされているところです。その中で、卒園式の対応についても、保護者、来賓についてはマスクの着用及び触れ合わない程度の距離の確保が求められることや、基本的に職員、園児は、マスクは不要であるが、一定の感染対策を講じるという形で執り行ってくださいという通知が入っております。これらの取扱いについては、今、市議が申されたとおり、3月13日から適用することとされており、保育所等には通知は行っているところです。

今後は、感染症法上の位置づけ変更も予定されておりますので、国等から感染対策に必要な情報の収集あたりに努めるとともに、感染状況等にも注視した保育園運営に努めてまいります。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） ありがとうございます。

では、3月13日から、実際マスクを着けないといいますが、実施なさっていらっしゃいますか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 基本的にはマスクを外してもいいということにはなっておりますが、ある程度は利用者の自主性とか、先ほど申し上げたとおり、保護者の意向と、やはりまだ感染の状況があるところもありますので、そういった形で各施設、施設での判断というのが混じってくるという形で運営を行っているところです。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） マスクの着用をしなくていいのがだんだん日常化になってきますと、保育をするときに、やはり小さい子どもさんですからばらばらになっておしゃべりもすると思いますけれど、そういう何か密にならないような対策とかいうのは考えていらっしゃいますか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今回の緩和の内容も含めてですけれども、やはり保育園、幼児期の体験という部分も奪ってはならないという部分があると思います。密にならないことだけを考えておくと子どもの成長にも関係する部分もあります。加えて、マスクを外すということによって口元を見るという重要な成長要素、こちら辺も確保していかなければならないので、感染状況に応じて、そこは各園の判断で今やられているところです。そこまで感染が広がっていない、危険性がないという場合は、いろんな遊びの中で密になることもあるかもしれませんが、それ以上のそこについて今後は制限を設けることは考えられてないと思います。感染状況次第では、そういった対策を取られることは出てくると思います。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 保育現場は、以前から園児、保育士ともにマスクを着けると表情が見づらいという話は聞いております。また、最近では、アメリカではXBB1.5ですか、そういう株もまん延の兆しがあると。それから、実効再生産数がBA5の1.47より超えるのではないかという報道もあっております。感染予防対策の緩和が今後大きく緩むほうに進みますと、やはり感染拡大ということになります。感染予防対策緩和中のまん延防止対策も必要ではないかと思えますけれど、その辺はどうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） やはり保育園は、先ほど申し上げたとおり、マスクあたりの着用が難しい面がございますので、まずは持ち込まないこと、そこは大人がいろいろ工夫してやっていくべきかと思えますので、保育士もそうですけれども、保護者一丸となって、まずは保育園に持ち込まない。この部分については、今までどおり、皆さんに御協力をいただきながら、消毒の徹底等も含め、やっていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 課長、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、小中学校の授業、式典などの対応はという質問ですが、これからだんだん本当に暑くなってきました。国や県からの指示、要請もあると思えますが、教育課も方針、考え方もいろいろあると思えます。教室内や体育の授業、登下校時などのマスクの着用の有無について、教育課に御答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

学校現場では、5月8日からは感染法上5類に下がるわけですが、小中学校の授業では、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに則った学校の新しい生活様式ということで、身体的距離の確保を1メートル、感染リスクの高い教科活動は適切な感染対策を行った上で実施する、部活動は十分な感染症対策を行った上で実施することとしております。先ほどありましたが、授業におきましてもマスクの着用、それから体育におきましては、マスクの着用は必要ありませんが、間隔を十分にとって授業を行っている現状でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） ありがとうございます。

私も早朝から見守り隊をやっていますけれども、子どもさん全員、マスクを今やっぺらっしやるようでございます。登下校ぐらいは着けなくてもいいんじゃないかという考えがありますけれど、どうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 現在でもマスクを外すことを基本としておりますけれども、生徒の自主性といいますか、学校にコロナを持ち込まないとか、そういう部分もございまして、体に疾患がある子ども以外はほとんどマスクを着けた状態で登下校はそういう姿が見ら



れております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 子どもさんは先生の言うこともよく聞きますので、だんだんと登校の際は外ですので、着用を緩めていくようなことも求めています。

それでは、入学式や運動会などの式典時の制限ということで人数制限、来賓案内ということで、もうすぐ入学式、運動会とかがあると思いますけれど、考えておりますか。どうぞ。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 入学式におきましては、基本的にマスクの着用は個人判断とし、来賓の出席はお断りしまして、保護者2名までとしています。また、国歌・校歌の斉唱をする場合はマスクを着用したり、身体的な距離を1メートル以上確保して、会場の消毒、換気を万全に行いまして、実施したいと考えております。運動会におきましては5月以降になりますが、これにつきましても文部科学省からまた新たに2類から5類になった後の指針が出るかと思っておりますけれども、今のまま緩和でいきますと入場制限とかマスクの着用はないかと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 先ほど福祉課にも尋ねましたけれども、あまり規制が緩むと感染拡大ということになりますので、感染防止対策緩和中のまん延防止対策ということで、最後をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 学校におきましては、感染リスクの高い授業があったりします。理科の実験とか、そういう部分におきましても授業の工夫を行いまして、緩和したことで爆発的に患者数が増えることのないように、うがい、手洗い、それから密にならない、換気をするということに努めまして、感染対策を行ってまいりたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） すべてマスクをしなくてもいいという時代が来るようになるかと思っております。課長、ありがとうございました。

次に、阿蘇医療センターでの対応についてという質問ですが、医療現場においては、これまで同様の感染対策をさらに続けていくことで重症者数の増加を抑えていくことが求められるため、今後もこれまでと変わらぬ体制での対応が基本となると思いますが、国や県から今後の感染状況に応じた規制の見直しや緩和についての指示、要請がありますか。また、5類へ移行となると、医療センターでは今後の運営面の影響や新たな問題点は発生いたしませんでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） おはようございます。ただ今の御質問について答弁させていただきます。

今、佐藤議員からお話がありましたように、医療機関におきましては、マスク等の着用等につきましても、先ほど福祉課長のお話がありましたように、2月10日付けで国からの対

処方針ということが出ております。この中では、3月13日以降につきましても高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、医療機関受診時、それから医療機関への訪問時、こういった場面につきましてはマスク着用が効果的であるということでマスクの着用を推奨すると言われておりますので、今も当院、それから波野診療所、そういったところにつきましては、各種掲示を行いまして、マスクの着用をお願いしますということで、来訪される方々にはお願いしている。それから、職員につきましても、マスク着用を継続するというところで対応しているところでございます。

それから、運営面についてということでございますけれども、国からの支援等につきましては、先日発表された国の今後の対応方針等につきましては、空床化を今40床行っておりますけれども、これに対する補助金等もおおよそ3分の1に減額されるというところでございますので、そういったところも運営等を考えまして、4月中に、今、空床化しているところを戻していくということで、一般の急性期病床ということで対応を進めていくということで考えておりまして、そういったところで運営等も回していくということで、今、内部で検討しているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） それと、昨年の後半に阿蘇医療センターでは院内でクラスターも発生いたしました。医療に携わることですから、接触する機会も多く、新型コロナウイルスに感染する確率も職員、患者さんともに非常に高い現場であります。しかし、感染症まん延防止対策にも最善の努力をするということでは、最後の砦としての役目も求められているところであると思っております。これからのまん延防止対策について御答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） これからのまん延防止対策ということで、12月16日、17日にかけて院内でクラスターが入院患者さん等も出てきたところでございまして、そういったところにつきましては、今回コロナの特性としまして、やはりインフルエンザ等と異なって、発熱等の発症がある前にどうしても感染力が高いというところがあるというところもございまして、なかなか防ぐことが難しいという側面がございます。院内では基本的な感染対策、そういったところについては継続して行うということが一番であると思っております。それから、先ほど福祉課長からもありました、院内に持ち込まないという対策、ここの部分も今後、面会等は再開されていく形になると、なかなかその難しい点もより一層出てくるかと思っておりますけれども、そういった対策をまたいろんな方面からの状況を見ながら、院内で検討してまいりたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） この3年間、一生懸命にコロナに立ち向かわれて、日々努力をしていらっしゃる医師やスタッフの皆様には少しいじわるで嫌な質問とはなりましたが、まん延防止対策の取組に関しましては継続してやっていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、コロナ禍の中で仕方がないという話ではありますが、医療センターの信頼性にも関

わるような話をいただいております。今回、私に寄せられたのが、家族が入院中という家族の話ですが、日常的に必要な備品の補充や着替えなどがかなりたまってから補充してくださいという連絡があるとか、それに対応に戸惑うとか、容態が急変しているが、そういう連絡は一度はあるが、その後、亡くなられてから事後の報告があり、死に目に会えなかった、また、コロナ患者ということで火葬が終わるまで御遺体に触れることも近寄ることもできないという話を伺っております。

今後は、やはり人道的な観点からも、このような制限は見直し緩和されなければならないと思います。また、医療センターへの市民の信頼性の向上ということも考えますと、入院時の面会などの対応の緩和と、あってはならない話ですけれども、亡くなられた場合の措置、遺族との接し方などについて、医療センターの今後の方針を御答弁、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 入院されている中で御不快に感じられる部分がありましたということで、そこについては大変御迷惑をおかけして、大変申し訳ないと思っていますところでございます。その点につきましては、また院内で対応の周知徹底を進めさせていただきたいと思っております。

また、不幸にもコロナの感染症で亡くなれた方の対応につきましては、1月6日に国からガイドラインが出ておりまして、適切な感染対策が行われていましたら、いろんな体液が漏れないとか、そういったことの対応がありましたら、今まで納体袋ということで体に触れないという形で対応が行われていたところですが、そういったことも使う必要がないという指針も出てきているところでございます。ただ、一部の葬儀社さんでは、これまでどおり、まだ恐怖がぬぐえていないというところもございまして、納体袋で対応をお願いしますと言われて業者さんも一部いらっしゃるようです。そういったところの部分等ございまして、また今後、面会等につきましてはですけども、もともとは午後に面会を行っていたところですが、外部から持ち込まない対応ということになりますと、やはり御家族、それからいわゆるお見舞い等については制限等も検討しなくてはいけないのかなというところもございまして、そのところも国・県からまた新たな対策等についても示されてくるのかなとも思っております、また院内で検討させていただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 事務部長、ありがとうございました。

保育現場、学校、医療ともに、この3年間、新型コロナウイルス感染症にやはり振り回されてきた期間であります。今後も感染状況に応じたまん延防止対策ということでありますが、皆さんの様子を見ながら少しずつ経済活動の活性化の両立を目指し、ウィズコロナで頑張ってくださいよう求めておきまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君の一般質問が終わりました。

続きまして、4番議員、竹原真理子君の一般質問を許します。

竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 4番、竹原真理子でございます。初めての質問です。よろしくお願ひいたします。

それでは、通告書に従い、質問させていただきます。

一つ、阿蘇市の子育て支援環境の充実について。

私自身、孫が5人いまして、子育て支援というのは、ものすごく関心が高うございます。今後の出生率などを踏まえ、必要とされる保育施設や保育士の数は足りていますでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問に御回答させていただきます。

今後の出生率という部分です。出生率の低下は、やはり全国的な傾向であり、新聞報道でもあったとおり、国の出生率低下見通しが一説では10年ほど前倒しになって減ってきているということで、なかなか正確な出生率の見通しは困難と言わざるを得ませんが、今後も出生率の低下は続くと思われる状況です。阿蘇市においても、令和元年に著しく出生数が減り、その後も微減の状況が続いている状況です。

そんな中で必要とされる保育施設数とのことですが、当面の間は施設数の減ではなく、保育園の定員数、預かれる園児数の調整で対応する流れとなる見込みです。

保育士数ということですが、保育士数は現在のところ充足しております。保育士数が今後予想と反して園児がどんどん増えてきて必要になった場合は、そのときにまた保育士を手配するという形になりますし、逆に保育士数がそろってないと保育園に受け入れることができませんので、受け入れる際には充足した形での受入れとなるということになります。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 子育てしやすい環境づくりの取組について、先日報道であった認定こども園の件については、その後どうなりましたか。本件に関しては、安心して子どもを預けられる保育環境確保に向けた市の対応についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今回の件につきまして、県と保育事業者、そして福祉課同席の上、適正な人員配置等について、県から運営者に対して、このぐらい必要ですと、このぐらいは確保してくださいという配置人員が示され、また市からは、子どもたちの安全確保や保育士の健全な労働環境が確保できるように努めてくださいということで要請を行っております。その確保ができるように、今現在、事業者で手はずを整えているという形になっています。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） やはり子どもたちは、環境が変わると性格、その他、あまりよくないと思いますので、その点、よろしくお願ひいたします。

次、先ほど様々な子育て支援を例示してもらいましたが、一つ私が気になっている施策として、阿蘇市の保育園には子ども用のお昼寝ベッドが導入されていると耳にしております。

れど、事業概要や効果などをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今おっしゃられた子ども用ベッドですけれども、昨年の2月に全園に一斉導入をしております。これが感染症対策の一環として、保育園のお昼寝用のベッドを阿蘇市内保育園、全14園に市がコロナ交付金等を使って、一斉導入をして、当時の園児数をベースにして約1,000台を導入しております。この内容については、各自治体でも公立保育園のみとか、民間の1、2園のみとかいうのはインターネット等で検索しても出てくるんですけれども、一律一斉というのは私が検索する限りではできませんでしたので、本当に阿蘇市独自の取組だったのかと、思っているところです。

一般的に言われるメリットということで、床から10センチほどの高さがあるベッドなので、床に直接布団を敷くと、床面のほこりを吸ったりとか、アレルギーの原因になったりする部分が防げるということや、床から浮いていますので、普通のコンクリート床であれば底冷えしたりするのが、普通の布団だったらあるところが防げることや、逆に床暖房している保育園とかは、布団に熱がこもって汗をかいいたりとか、そういう懸念される部分が解消されると聞いております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） このお昼寝ベッドというのは、導入されてどのくらい経過されましたか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 昨年の2月だったので、1年ほどになっています。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 導入されて1年経過ということですが、保育園や保護者の現場の声はどうでしたか。把握していればお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 導入されてから、現場あたりに行ったときに、園長先生、保育士さんに声をかけて効果を聞いているところですが、尋ねる先生ごとに、やはり口をそろえて、子どもたちが眠りにつく時間が短くなった、早く眠れるようになったと、眠りの質もかなり深く眠れるようになって、眠りの質が向上したという部分が聞かれています。また、保護者の方から聞く話は、多分保育園の送り迎えをされていた方は分かると思うんですけれども、週末ごとにかかなり大きい敷き布団、布団というのを持ちながらの通園をされていた。これが敷き布団のマットレスとか、こういうのが週1回不要になる可能性が高いので、というのが、園によってはまだ既存、買われていた布団を重要視されて使われてないところはありますけれども、敷き布団が不要になって、片手に布団、片手に子どもたちの手荷物というのがかなり軽減されてきたというふうで、ここはかなり喜びの声をいただいております。今後、夏になったら、ますます敷き布団はまず要らずに、タオルケットとベッドパッド、その程度で済むようになるということで、かなり楽になるという声をいただいております。私も安心したところです。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 睡眠が深いということで、寝る子は育つと昔から言いますが、そういう小さなことからやはり子どもさんがそういうベッドで恩恵を受けられて、保育園に行くのが楽しいとうちの孫が言っております。家族にとって、子どもが喜んで保育園に行き、家に帰って、今日は誰とかちゃんとけんかしたとか、誰とかちゃんと遊んで楽しかったとかいう、そういうたわいのない会話が家族にとって、心がほっこりするような、そういう会話が大切なのではないのでしょうか。これからも小さな子どもの大きな未来に向かって寄り添える行政であってほしいと心から願っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 次に、畜産農家が安定した収入を得るための支援策について。

一つ、飼料高騰対策は。

現在、畜産農家は、飼料高騰により大変な経営難に陥っています。阿蘇市として独自の支援策はありますか。できましたら畜種別をお願いいたします。答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

飼料高騰対策はということでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響に加えまして、ウクライナ情勢等によりまして飼料価格が非常に類を見ないような形で高騰しております。こういった影響を受けました畜産経営体の経営継続を支援するために本市の独自の支援策としまして、本年1月の臨時会によりまして予算を御承認いただきまして、現在、飼料価格高騰緊急対策支援事業を進めている状況でございます。

今回の対象経営体としましては、全畜種でございまして、乳用牛、肉用牛、また農用馬、養豚、養鶏でございまして、約300経営体という形になっております。畜種別の交付額でございすけれども、乳用牛で1頭当たり1万円、上限20万円でございます。それから、肉用牛繁殖としまして、それぞれ月齢別でございすけれども、1万円、また1万5,000円で交付単価を設けさせていただいております。また、肉用牛肥育につきましては1頭当たり2万円、また農用馬につきましては1頭当たり1万円、養豚につきましては1頭当たり2,000円でございます。また、養鶏につきましては1羽当たり100円という単価を用いまして、それぞれ上限を20万円という形で定めさせていただいております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。

私も畜産農家の端くれでございますけれども、今、本当に大変困っております。

次、市場価格の下落対策。

新型コロナの前と昨年の市場価格の差ですけれども、黒牛の雌で15%下落、雄で12%の下落です。あか牛の雌で8%下落、雄で6%の下落。これは、熊本県家畜市場での平均のデータでございます。また、これは単に牛だけの価格でございますので、それから燃料代とか人

件費とか餌代、その他含めると、今までにない赤字でございます。今年は、1月、2月、3月も過ぎますけれど、さらに下落するだろうと関係の方も言うておられます。

畜産業は、阿蘇の基幹産業の一つでございます。農家も国の支援を待ち望んでいます。阿蘇市でも経営難で廃業せざるを得ない畜産農家が何人かいらっしゃいますので、このような状況を踏まえて、酪農家、肥育農家も含め、すべての畜産農家を市と行政関係団体が連携して国に救済の要望をお願いしたいと思っております。

また、初めに言うのを忘れたんですけど、佐藤市長にはお忙しい公務の中、いつも家畜市場に訪れ、畜産農家に激励のお言葉をいただき、ありがとうございます。また今度とも畜産農家をどうぞお見捨てなく、よろしく願いいたします。

では、それについて何か答弁をお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 市場価格の下落対策はということでございまして、熊本県家畜市場の市場価格の推移あたりも毎月注意しながら見ておりますけれども、議員がおっしゃいますように非常に下落傾向にあるような状況でございます。

現段階の支援策としまして、国・県等の価格安定事業あたりの既存事業を活用しておりますけれども、今後も市場価格等の動向を十分注視しながら関係機関と連携を図り、新たな対策等について国等に働きかけていくなどの対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。本当、畜産業ですね、阿蘇は、牛、馬、ほかにもいろいろありますけれど、やはり重要な畜産業でございますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 答弁はよろしいでしょうか。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。

○議長（菅 敏徳君） これで、一般質問は終わりですか。

竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） これで、一般質問を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩いたします。11時10分に再開いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、13番議員、大倉幸也君の一般質問を許します。

大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 13番議員、大倉幸也です。ただ今から通告に従いまして、一般質

間を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、第1番目に有害鳥獣による被害についてということでもあります。最初に、近年相当な被害がイノシシ、シカ、鳥は鳥インフルエンザということでいろいろありますけれども、イノシシ、シカ等による農作物の被害ということで本当に大変な状況になっております。

まず初めに、被害の状況ということで農作物、それからシカなら食害、ヒノキが多いんですけど、ヒノキの皮目を食べるということで、そういうところの食害、被害の状況ということでお伺いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

有害鳥獣の被害についてということでございまして、本市の鳥獣被害の状況としまして、先ほど13番議員がおっしゃいましたとおり、ニホンジカによる森林被害、またイノシシによる水稻などの農作物の被害、また農地の畦畔の損傷あたりも見受けられるところでございます。

令和3年度でございますけれども、昨年度の被害としまして、農業共済組合の共済対象作物の被害額でございますけれども、約150万円程度の被害額となっております。また、令和元年度につきましては330万円強でございますので、年度毎でばらつきがあるような状況でございます。また、被害面積としまして、令和3年度につきましては約10ヘクタール、令和元年度につきましては約13ヘクタールの被害面積となっております。

それと、森林被害でございますけれども、スギ、ヒノキの皮目の被害ということで、主にシカによる被害でございますけれども、令和3年度におきましては、県のデータでございますけれども、約31.7ヘクタール、約4,100万円程度の被害額に上るといったところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 大変な被害になっております。額でおっしゃられましたけれども、150万円とか、その年度によってちょっとずつ違うわけですね。近年は増える傾向にあるのか。田んぼと畑、そういうところでだんだん増えていっているのか、そういうところを。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先ほど御説明いたしましたとおり、年度毎でばらつきがあるという傾向にありますけれども、作付け、作物の内容にもよりますし、また有害鳥獣の嗜好、好む作物によっても被害が変わってくるという形でございます。これまで本市としましても電気牧柵の補助でありますとか、また森林被害を防ぐためのシカネットの県の事業もありますけれども、そういったところの効果も含めまして若干ばらつきがあるような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 特にイノシシの被害が深刻になってきております。農地、先ほど言われました畦畔ですね、あぜ道とか水路の土手、農道、そういうところを掘りくり返して、行ってみましたら、何か中にある根を掘りくり返して、根の柔いところを食べているという



ような感じで、トラクター、重機で掘りくり返したような、先ほど写真をあげましたけれども、そういうふうになっております。議員の皆さんもこれを回して見ていただいて。人間の手に負えないような、そういう被害になっております。作物ではなくて、そういう農道とか畦畔とかの被害状況というのは、今現在どうなっていますか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 13 番議員から事前に写真を御提供いただいております。これにつきましては、写真でも見て分かりますように、やはり山林沿い、山林に隣接した農地の部分が非常に顕著であるというところが見受けられるわけございまして、現在、私ども農政課のほうで報告、また現地確認ができているところございましてけれども、管内の北外輪近隣の基盤整備地域におきまして農業用排水路の法面の掘り起こしの被害が顕著になっている状況ございまして、本年については6路線、約800メートルの被害の報告を受けまして、確認を行っている状況でございます。被害見込額としまして約200万円程度になるかといったところで確認をしております。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 土地改良関係の報告ではそうなっていると思えますけれども、写真を撮りに行って回ってきましたけれども、やっぱり山付きの畑、そういうところが相当な被害であります。報告がまだあっていないところ、それからあまり作物、自分方の菜園とかで諦めて、あーあという感じでおられる人も大分いると思えます。そして、一番深刻なのが、その写真にもありますように、水路の土手、そういうところを掘りくり返して、災害のレベルではないかと思っております。今度の梅雨を控えて、大雨が降ったときとか、必ずそれはくえてくるわけですね。そういうところを現状の把握のために、やっぱりパトロールというか、ずっと見て回って、そういうところを把握していただきたいんですけど、そういう計画をしていただきたいと思っております。そういうところをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 土地改良区の管轄エリアにつきましては、改良区から逐次連絡、報告をいただいているわけでございます。それ以外の部分につきましては、おっしゃいますように、なかなか把握ができていないところもございまして、職員が他の業務で現地に行く際については、そういった山林際の農地の部分については注意しながら確認をしてみたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） その被害状況をまず確認しないことには、いろいろその後の対策というか、できないと思えます。まず、うちというか、山田地区にも2、3人、わなをかけたり、いろいろしている方がおられます。猟師の方がですね。そういう人がシカ、イノシシを捕獲する1年間の猟を大体聞いたところ1人50～60頭は捕っているだろうということで、阿蘇市の全体の捕獲数とか、それから1人どのくらい捕獲されているか、そういうところが分かればお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 駆除隊の人数、駆除数という形でございます、市の有害鳥獣捕獲協議会がございまして、現在 12 隊 15 班編成で、隊員数 105 名で編成をしております、銃器、またわなによる捕獲活動を行っていただいている状況でございます。

本年度 3 月 15 日現在の捕獲頭数でございますけれども、イノシシで 1,138 頭、シカで 866 頭、アナグマで 78 頭、またカラスで 75 羽でございます、総数 2,157 頭羽といったところでございます。昨年度と比較いたしまして約 2 割ほど増加している状況でございます。

また、1 人当たりの頭数でございますけれども、105 名中、イノシシ、シカに限ってでございますけれども、令和 4 年度で 100 頭以上捕獲された隊員の方が 5 名いらっしゃいまして、捕獲頭数を合わせまして 938 頭に上っております。これについては、全体の 48%に当たります。また、50 頭以上捕獲された方が 10 名で捕獲頭数 444 頭、約 3 割近い捕獲割合となっております。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） イノシシ、シカを合わせて 2,000 頭ぐらいになるわけですね。年間でそのくらい阿蘇市の山際をうろうろしているということで大変な数です。これを以前、五嶋議員も言われましたけれども、こんなに多く捕れているなら、ジビエとか、ジビエの料理、加工場、そういうところでなくても、動物の餌とか肥料とか、そういう加工できる施設、そういうところを造っても合うのではないかと考えております。まず、そういう計画が少しでもあるか、ないか、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 以前から幾度となく御質問いただいている状況でございますけれども、ジビエに関してでございますが、県内、また全国にジビエ施設を整備した公設、民設含めまして状況等を確認いたしましたところ、やはり採算ベースになかなか乗らないというところが大半でございます、なかなか費用対効果といったものが見いだせないというところ、また捕獲後約 1 時間以内にまず一次加工が必要というところもございまして、衛生面や安全性が拭えないところもございまして、なかなかジビエ施設が全国的にも進んでいないという状況でございます。そういう傾向にあるという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 採算に合わないのは大体分かっているところですが、今言われた農業の被害、それから土地の被害、そういうところを考えると、ジビエ料理まではいかないとしても、肥料とか飼料とか、そういう加工とかまでぐらいはやったほうがいいんじゃないかと考えております。全体の被害のことを考えればそういう計画もしていいんじゃないかと考えております。

そこはそれでいいんですけれども、4 番目のその被害を被った、受けたところ、畦畔とか、そういうところは、今度梅雨を控えて本当に危険な状態になっております。そういうところを今度復旧するといっても、人の手ではなかなか写真のようにできなくなっております。土地改良の報告にありましたところの田んぼとか畔とか、そのくらいは何とか畔の機械もあるし、トラクターですけばどうにかなるということで、河川のところとか、その部分、そうい

うところは、やっぱり公的に何か補助事業というか、機械借上げとかいろいろあると思えますけれども、そういうのを利用して、早急にやらないと、これは被害が、災害が起きてしまわないかと思っております。そういうところの対策をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員がおっしゃいますように、早急に復旧を行うべきであろうかと思えますけれども、再度の被害を考えた場合、その繰り返しになるおそれがまず拭えないところもございます。そういった中で抜本的な対策がない状況でございまして、非常に苦慮している状況でございます。また、災害復旧事業等にも該当しないということで、現在、市のほうで中山間直接支払事業の推進委員会事業ということで畦畔整備事業を設けさせていただいております。事業を効果的に御利用いただきながら、復旧につなげていただきたいといったところでございます。また、土地改良区管内の部分につきましては土地改良区が管理者といった形でございますので、多面的直接支払事業も活用しながら有効にそういった環境整備に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 聞くところによりますと、宮崎県の山のヒノキを全伐して、そして新しく植林したら、明るる年にシカが来て、全部食べてしまった。ずっと山が丸裸の状態で、「山にならんばい」ということを聞いております。まずは、災害とか、そういう被害が起こる前にみんなでそういう重機とか、補助をしてやって、少しでも助かるような工面をしたほうが、起こってからするよりか、相当楽になると思います。それから、それを修理しても、すぐまた掘りくり返したらどうなるかということも考えなければいけないと思います。何かイノシシが来ないような薬剤というか、忌避剤とかいろいろあるでしょう、今、木酢とか、ああいうものの補助とかも考えていったらどうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 現在の対策支援事業としまして、先ほど申しました電気牧柵、また国の事業でありますワイヤーフェンスあたりの導入もなされている状況でございます。なかなか有害鳥獣、イノシシに関しましては、やはり 7、8 割程度駆除しないことには減少につながらないという言われ方もしているようでございます。また、駆除隊も日々活動を行っている状況でございますけれども、なかなか個体の減少につながっていないところでございます。現在の国・県の既存事業の中で使えるような事業がございましたら、そういったものを有効活用しながら、また市の中山間事業あたりでも、先ほど申しました畦畔整備事業あたりも有効に活用していただきながら環境整備をしていただく。それと、有害鳥獣につきましては、そういう自己防衛も必要ですけれども、やはり地域の集落の方々のそういった対応といったものも必要になってくると思いますので、耕作放棄地の防止でありますとか、そういう有害鳥獣が潜む場を解消するような取組も地域の方々にも御協力いただきながら、地域全体でこういう有害鳥獣の対策をやっていこうという気運を、今後も我々行政としましても地域と連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　そうですね、地域総出でまとまって、こういうことに取り組んでいけたらいいと思っております。

　駆除隊の人も1頭捕ったら、今、イノシシは幾らですか。

○議長（菅　敏徳君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　イノシシが、現在、1頭当たり1万2,000円でございます。シカが1万5,000円という単価になっております。

○議長（菅　敏徳君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　わなをかけた人に聞いたら、1日、1回か2回、見に行かないといけないうことで、山にかけている人が軽トラックで1、2回見に行っても、3回目には燃料を入れないといけないうことで、3日か1回ぐらい捕れて、なかなか採算に合わないということも言っておられました。そういう連携した駆除対策を考えるならば、少しでも上乘せして、駆除隊の人が頑張れるような、ちょっといい思いをされるような、そういう対策とか、それから若い人にいろいろ駆除隊をつくってもらって、テレビでもあっていたように、いろいろ若者がみんな猟師になってから、どんどん駆除する、そういうところを考えていかないと、阿蘇市は、人口は減って、イノシシ、シカは増える。やがて乗っ取られるのではないかと思っております。ですから、どうでもこうでもこういうところをどんどん対策していってほしいと思います。最後に、一言。

○議長（菅　敏徳君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　駆除隊のそういう経費面といいますか、なかなか採算に合わないという御質問でございますけれども、今後につきましては、現在105名の駆除隊がいっぱいしゃいますけれども、やはり新たな担い手の育成、また確保も非常に、現在、高齢化も進んでおりますし、なかなか若手が入らないということもございます。現在、市としまして、狩猟免許新規取得にかかります費用を、1万5,000円程度必要でございますけれども、全額補助もしておりますし、そういった新規の狩猟者の確保に努めている状況でございます。また、市の職員も数名こういった狩猟免許も取得いたしまして、数名地元の駆除隊に入隊している状況でございます。今後も引き続きこういった有害鳥獣の対策、ハード面、また人材育成確保といったソフト面も併せまして両面で円滑に進みますよう検討してまいりたいと考えています。

○議長（菅　敏徳君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　阿蘇市がそういうイノシシ、シカに乗っ取られないように、みんな頑張っていけたらと思っております。

　以上で、農政課を終わります。

　続きまして、2番目の移住・定住、観光振興策についてということで質問いたします。

　移住・定住は、昨日から何名の方も聞いておられまして、私が聞くところはあまりないんですけれども、TSMCの工場完成を間近に控え、市の具体的な移住・定住施策はということで出しております。昨日からのお答えの中では、移住・定住、空き家バンクの活用でいろいろ行っていますということで答えをいただいておりますけれども、みんなが思っているの

は、TSMCの工場が進出して、若い人が増える、そういう人たちが阿蘇市に住んでもらうための方策、そういうところをみんな、そして阿蘇市で子育てをして、いい環境で頑張ってもらいたいということを実は期待していると思います。移住・定住の話の中で若者を中心としたような施策というか、そういうところをやっていただきたいと思います。土地を買いやすいようにするとか、そういう情報、それから家を建てたらどれだけ補助をするとか、そういうところの対策を少しでもやっていただけたらと思っております。何しろそういうことをやっている、やらないと出て、そういう人たちが入ってこないと思っております。そういうところをやっていただくという対策というか、そういう考えがありますでしょうか。若者の移住に対してです。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今の質問にお答えいたします。

若者の移住も含めた中で、阿蘇市ではパブリック・リレーションズ推進計画というのを昨年立てております。その中で進めているところですが、TSMCとなると外国の台湾とか、そういったところからもお見えになりますので、阿蘇市でも外国人も住みやすいような環境を目指していかないといけないと思っております。そのために、今年の1月に阿蘇市多文化共生連絡協議会というのを立ち上げております。これは、先ほど申しましたように、日本人も外国人も住みやすい環境を目指す、それに対する支援とかを情報交換するという目的でございます。そういったところと、住宅の支援でございますけれども、そちらについては今のところ考えておりませんが、昨日も申し上げましたけれども、移住されて来られた方へのリフォーム等の支援については新年度から始めさせていただきたいと思っております。また、公有地の優先譲渡とか貸付け、そういったものも検討をするということで計画の中には盛り込んでおります。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 国道57号とか北側復旧道路、それから先ほど言いましたTSMCの進出時期も2年後とかに迫っているわけですが、大体いつ頃完成するかとか、いつ頃から操業するか、全部分かっていることだと思っております。ですから、やっぱり先手先手で対策をしていかないと、今からそういう対策をしますとか、そういう調査をしますとか、そういうずっとそればかりでみんなきていると思います。ですから、何年か先に、3年先、3年後を見通して、そういう事業をやったらいかがでしょうか。今までみんなよその市町村は、新聞に土地のことでも住宅のことでもどんどんTSMC関係で打ち出しているわけですね。今から調査ではなくて、早め早めにやっていただきたいと思っております。これからもそういう企業は来ないにしても、それなら若者が住みやすいような、赤水地区でも、そういう環境の整ったところを用意してあげるとか、そういうのを早急にしていかなければいけないと私は思います。どうでしょう。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） おっしゃるとおりでございますが、まず正確な情報をつ

かんでいかないといけないというのが一つ前提としてあります。期日も分かっているんですけども、どういうところを求めていらっしゃるのかとかいうところを詳しく私たちは調べていかないといけないと思っています。昨日もお話ししましたけれども、合志市にYMCAのむさしセンターというところがあって、そこにも情報収集を入れております。そこではコミュニティができておりますので、そこでは阿蘇は観光地としてしか見られてないような状況であります。そういったところも踏まえると、今後、住宅地の整備も必要かと思いますが、そういったところの分析も踏まえて、速やかな対応をしていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 早め早めの対策をぜひお願いいたしまして、これで終わります。

続きまして、阿蘇山上観光のみに頼らない様々な観光地づくりをとということで出しております。

昨年からEゾーン、ああいうところの復旧に当たっておられますけれども、阿蘇山がレベル2になって、立入りが規制される。そうしたらすぐ仕事ができなくなって、それがまた延びてしまう。だから、阿蘇山は必ずそういう噴火とか、そういうガス規制とかがあるものと思って、それに代わる阿蘇山が駄目なら次のところとか、そういう何か観光的な場所づくりとか、メニューづくりとか、そういうところをやっていったらいいかなと思っております。内牧温泉もある、北外輪の景色、それから山田のことですけれども、クロスカントリーコースもある、飛行場もある、それから坂梨のほうは古閑の滝もある、いろんな水源もある、そういうところを含めた周遊コースとか、そういうところを今から考えていったほうがいいんじゃないかと思っております。阿蘇山も規制が年々やかましくなって、いろいろ災害対策も昔のレベルとは違うぐらいのレベルでとらないといけなくなっております。ですから、そういう阿蘇山が駄目ならほかのところを楽しんでもらう、そういう計画を一つずつ進めていったらどうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今の質問にお答えします。

まさにそうでございます。こちらのほうにTSMC関係、若い世代の方々がたくさんお越しになるということで、恐らく非日常とか、趣味を楽しむという機会があるということで、それは私たちも分かっておりましたので、今、あそBe隊とか、ネイチャーランドさん、それとジオパークガイドさんあたりが50種類ぐらいメニューをつくってございまして、今も観光協会とか阿蘇市のサイトでも発信をしているところです。それも英語化、（アンナイ）化のものもあります。ぜひプロの民間の方につくってもらったメニューのほうが本当にいいところをさすがと、体験してみますと、さすがのところを選んで、そしてまた駐車場とかの利便もいいというところで本当によいメニューができております。その中でも、またふるいにかけられて、人気メニューが出てくると思います。そういったときに私たちもしっかりサポートして、目的地になるようにしていきたい。

それと、TSMC関係では阿蘇リゾートを構築というのも計画に上げております。それは、一つ、例えばですけれど、阿蘇ハイランドあたりになるかと思えます。あの周辺は、今、グ

ランピングよりも気軽なフランピングということでずっと整備をされておまして、夜がすごく、夜のエンターテインメントも非常に大事になってきますので、夜、ゴルフ場の中を乗馬させると、ハイランド乗馬と違ってですね。そして、夢☆大地さんも、夜、草原の中を乗馬させる、そういったメニューもありまして、非常に人気になっております。そういったことをしっかり発信して、お伝えするというのが今大事になっておりますので、しっかりそこは努めていきたいと思っています。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） そういうメニューが今計画されているということで、本当に頑張っていたきたいと思います。その整備の内容ですけれども、人が集まりやすくするというか、駐車場をちゃんと整備するための補助をするとか、そういう計画のもとに点々と、そういうところを整備するお手伝いというか、そういうのをやっていったらどうかと思っております。ロープウェイが駄目になりましたけれども、個人的には、なぜなのかとよく考えたら、別府の鶴見岳、ああいうところはずっと何十年もちゃんと営業している。ということは、やっぱり阿蘇山の火山のガスの影響がいろいろあるのではないかと、そういうところで大観峰にロープウェイを架けたりとか、そういうとつびじゃなくても、明るい、みんながおおっというようなこともしていけないといけないと思っております。そういうところを頑張っていたきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 最後の 3 番目の質問に移ります。いこいの村、ひのくに会館の売却に当たっての使途の制限についてということであります。

これも、昨日から何人も議員の方が聞いておられます。こういう状態が 10 年ぐらい続いていると思います。ひのくに会館も、5 年間は他の用途で使用してはならないということで、5 年間は猶予がありましたけれども、それからまた 5 年間経っております。まずはそういうところを考えた上で、昨日売却の予定ということでありましたけれども、肥後銀行さんも何かそういう話が出てきました。肥後銀行とそういう周辺と一緒に、肥後銀行さんに頼んでというわけにはいけないかもしれないけれど、一緒になって考えて、次の行動に早めに移っていただけたらいかかと思っております。そういうところをお聞かせください。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今の質問にお答えいたします。

いこいの村は、以前、調査をしておまして、また新年度、アスベストだけの調査をさせていただきます。ひのくに会館については、不動産鑑定とかができておりませんので、そういったところからやらせていただくということでございます。議員がおっしゃいましたとおり、肥後銀行と連携という話は既に話をさせていただいておりますが、肥後銀行保養所は肥後銀行のほうで売却をされますので、一緒にはできないんですけれども、連携しましょうという話はさせていただいているところです。

用途の話でございますが、やはりいこいの村については、これまで観光的利用をしてきた場所でもありますので、そういったところのほうがいいのかなというところと、ひのくに会

館でございますが、あそこは市街地にありますので、まちのにぎわいが創出できるようなものがあるのかなと考えておりますが、いずれも検討をして、早めに進めていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 検討して、早めにとということで、それがずっと続いております。先取りです。先取り。コロナもアフターコロナということで、先ほど話がありましたけれども、終わって、これから観光シーズンになってくる。どんどん先に進んでいかないと、そういう遊休地ばかり残ってしまいませんか。ずっとたまっていくばかりです。アゼリアも駄目になった。一つ一つ、4、5 年以内には解決したほうがいいんじゃないかと思っております。そういうところを考えて、これから進んでいかれたらいいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（菅 敏徳君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1 番議員、杉谷保信君の一般質問を許します。

杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） 1 番議員、公明党、杉谷保信です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回の市議選で党员支持者の皆様、また多くの市民の方からの付託を受けました。これから市民の方々の声をしっかり届けてまいります。執行部の皆様におかれましては、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症についてお尋ねをいたします。午前中、佐藤和宏議員がかなりの量で聞かれましたので、一通り私も通告をさせていただきましたので、質問をさせていただきます。

日本で 2020 年 1 例目の感染者が出たのは、1 月 15 日、武漢から帰国した人でした。新型コロナウイルス感染症が確認されて 3 年目となった今年、世界でも日本でも収束論を耳にするようになりました。コロナの終わりは、どこまで現実味を帯びてきたのか問われております。

現在、政府は新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけを見直し、大型連休明けの 5 月 8 日に現在の 2 類相当から季節性インフルエンザなどと同じ 5 類に移行すると決定され



たようです。3年に及ぶ対策が新たな局面を迎える中で私たちが今後どう向かっていくべきか、5類に移行することですべての対策が一気に講じられることではなく、感染者や患者、社会にとって必要な対策は残しながら日常生活を取り戻すための一歩踏み込んだ対策に切り替えられると思います。

そこで、質問をさせていただきます。具体的にはどういったことが変わるのか、御答弁をお願いいたします。通告に書いてあるとおりの部分で結構です。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山中昭人君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えをさせていただきます。

感染症法上における感染症の分類が現在の2類相当から5類に見直されることに伴いまして、感染者への入院勧告や、感染者や濃厚接触者の外出制限、感染者の人数把握はなくなります。また、緊急事態宣言等による行動制限、飲食店に対する営業時間短縮など、これらの要請もなくなります。

次に、医療提供体制につきましては、幅広い医療機関が対応する体制へと段階的に移行することとされておりまして、診療するかどうかは各医療機関の判断に委ねられることとなります。また、医療費につきましては、他の疾病との公平性の観点から、公費負担を縮小いたしますが、急激な負担増が生じないように、外来、入院ともに一定の公費支援について期限を区切って継続することとなります。

約2年にわたり接種を行ってまいりました新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、来年度まで公費での接種が延長となりました。来年度は、多い人で2回接種ができることとなります。具体的には5月から8月にかけて実施をされます春開始接種につきましては、初回接種を完了した65歳以上の高齢者、5歳から64歳までの基礎疾患を有する人、さらに医療機関や高齢者施設等の従事者に接種を行います。また、9月から12月に開始されます秋開始接種につきましては、初回接種を完了した5歳以上の人、すべてを対象に接種を実施することとされました。

マスクの着用につきましては、3月13日から個人の判断が基本となっておりますが、医療機関や高齢者施設等ではマスクの着用が推奨されているところです。

なお、これらの措置につきましては、今後の感染状況や、現在主流となっておりますオミクロン株とは大きく病原性の異なる非常に危険な変異株の出現等により変更になる可能性があります。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。

発熱患者に対して季節性インフルエンザと同じ扱いで病院の窓口で病院が対応していただけるのかどうか、御回答ください。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山中昭人君） お答えをさせていただきます。

国の方針では幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に

向けて段階的な移行を目指すこととしております。対応する医療機関は増加してくることが予想されますが、実際にどのくらいの医療機関が5類に移行後、早期に新型コロナウイルス感染症の疑いのある発熱した患者を診療するかどうかは、現時点では分かりません。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 感染症病床のある阿蘇医療センター4階の今後の運用は、どうなる予定ですか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） お疲れさまです。

医療センターにはもともと感染症病床が4床ございまして、今、県からの要請ということで即応病床として6床、それから緊急時には9床ということでコロナの患者様を受け入れている状況でございます。これに伴いまして、空床化ということで40床を、丸々4階病床を、今、議員がおっしゃったところを空けているところでございますが、先ほど御答弁させていただきまして、4月中にこちらを戻していくということで内部を検討させていただいているところでございまして、先ほど健康増進課長からもございました、今後、変異株等が強くなっていくことも想定されるところでございまして、また国からの支援等につきましては、一定の方針は出されておりますが、まだ具体的にこういった支援をやっていくということは示されていないところでございますので、県からは今後そういった方針等が示されてくるかと思っております。そういった状況を見ながら、また検討を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） これも先ほど聞かれましたが、小中学校の卒業式、入学式のマスクの着用は、先ほどの答弁と同じでよければ、それで同じという回答で結構です。よろしくお願いたします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

文部科学省、また熊本県から改めて通知がございましたが、生徒及び教職員のマスクについて外すことを基本といたします。健康上の理由からマスクを着用する必要があったり、受験を控えている生徒がいるということも配慮しまして、例えばマスクの着用をお願いするなど、地域や自校の状況を踏まえて適切に判断すること、また来賓や保護者はマスクを着用するということがありまして、阿蘇市でもこの通知を受けまして学校と協議をしております。特に国歌・校歌斉唱などの際はマスクを着用するという対応をとることとしております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。性の多様性を認め合い、理解し合う社会の醸成についてという件でお尋ねをいたします。

先般、総理秘書官の心ない発言で秘書官が更迭になったことが社会で話題になっています。今国会でもLGBT理解増進法が審議をされております。公明党の山口代表は、「多様性を

認め合い、包摂性に富んだ豊かな社会をつくっていきたい」と述べて、「不当な差別を許してはならないという法的な基盤をつくり、そうした価値観をG7で共有することが大事だ」と述べております。

これは、自分たちの同僚議員がいろいろ調べて質問したことではありますが、性同一性障害について悩んでいる子どもたちはたくさんいると。阿蘇市以外の関係各所に問い合わせしてみても、あまりいないという回答が多かったみたいです。また、LGBT、性的マイノリティの大学生をお持ちのお母さんから悲痛なお声をいただきました。おじい様の予診票を見て、「性別を問われるのであれば絶対に接種しない」と言われている子どもさんもいるようです。

阿蘇市におきましても、この問題は前向きに考えていると聞き及んでおりますが、今後の推移を御答弁ください。

○議長（菅 敏徳君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） お疲れさまです。先ほどの御質問にお答えいたします。

LGBTQなど性的少数者のカップルの関係を公的に証明するパートナーシップ宣誓制度というものを4月1日から導入します。この制度を導入することで、誰もがともにいきいきと個性と能力を発揮でき、生活しやすい社会の実現を目指すものです。本市での可能なサービスは、市営住宅の入居や、医療センターでの患者家族への各種同意など、公的サービスを先行して制度導入し、今後、民間事業所等に制度活用について情報提供を行いながら、民間での可能なサービスの拡充につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） では、引き続きまして、市営住宅のバリアフリー対策について、お尋ねをいたします。

現在、阿蘇市民で難病治療を受けている方はどのくらいいらっしゃいますか。御答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山中昭人君） 阿蘇市内の難病者の数ということでお答えをさせていただきます。

難病につきましては所管が熊本県になりますので、阿蘇保健所に確認をさせていただいたところ、2月末時点で255名の方がいらっしゃるとのことでございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 自分が思っていたよりも、かなりの数いらっしゃるんだなと思いました。

次に、市営住宅でバリアフリーに対応した戸数はどのくらいございますか。市営住宅の総数とバリアフリーに対応した戸数と割合を御答弁ください。また、バリアフリーに対応していない住宅の改修予定等があれば、お答えください。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 市営住宅のバリアフリーの対応状況ということで御回答さ

せていただきます。

市営住宅は、現在 32 団地、846 戸ございます。そのうち、入り口のスロープとか、部屋の段差解消をしているようなバリアフリーの対応の住宅等につきましては、6 団地、計 210 戸、率にして 25%程度ということになっております。合併以降、建設いたしました新しい住宅につきましては、すべてバリアフリー対応ということで建設をしているところでございます。ただ、そのうち 3 階建ての新小里住宅と、それから池尻の 1 号棟、2 号棟の 3 階建てにつきましてはエレベーターを設置しているところでございますけれども、そのほかの 2 階建ての住宅につきましてはエレベーターを設置しておりませんので、その点、厳密に申し上げますと、完全にバリアフリーといえる住宅につきましては 172 戸、率としては約 20%ということになります。

今後のバリアフリーに対応していない住宅の改修ということでございますけれども、いずれも建築時期が大変古うございまして、また長屋タイプとか戸建てタイプとか、形態も様々でございますし、戸数も多うございまして、現在のところ具体的な改修計画には至っておりませんが、個別事情、また状況によって、今後は改修については検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） 市営住宅を申し込んだときに抽選はあくまでも公平・公正にされることは当たり前のことだと思いますが、障がいがある方や病気の治療等でどうしても市営住宅が必要な方がいらっしゃると思います。こういった方々の優先的な対応はとられておられますか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 障がいをお持ちの方、また高齢者、そういった方々の抽選会によらない優先入居ということにつきましては、阿蘇市の市営住宅条例によりまして優先的に先行して入居させることができるということで規定をしておりますので、対応することは可能な状況でございます。

ただ、入居される皆さんそれぞれ事情は様々でございますし、住むところに困っているのはどなたも同じかと思っておりますので、優先づけを判断することについては非常に難しい部分もございますので、現状においては一様に抽選とさせていただいているところでございます。

ただ、高齢化など社会情勢も踏まえまして、高齢者、また障がいをお持ちの方につきましては住宅の確保に配慮が必要と思っておりますので、居住支援として優先入居の取扱いの運用の実施に向けて、今後は検討を進めていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） ありがとうございます。

高齢者等の割合が加速度的に増えていっておりますので、高齢者や障がいがある方々にとって住みやすいまち、阿蘇市に住みたいと思えるまちづくりをお願いします。ありがとうございました。

では、次の質問に移らせていただきます。一の宮運動公園の遊具設置についてです。

先日確認したところによると工事は2月末から始まっており、現場に設置してある工事看板によると竣工は3月17日となっております。供用開始の予定はいつになるでしょうか。お答えください。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現地は、議員がおっしゃいましたとおり、17日までということで工事は完了しております。安全性等の確認検査を行った後に速やかに開放する予定としております。いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷君、挙手をして、ちゃんと声を上げて質問してください。

○1番（杉谷保信君） はい、よろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。

暖かくなり、地元の方々は、お子様と出かける機会が多くなります。また、安心・安全な遊具の設置を楽しみにしていらっしゃる方々も大勢いらっしゃいます。子どもや高齢者、障がいがある方々が快適に過ごせるまちづくりをお願いいたします。

これは私事ですが、うちの子どもの家庭でいろいろ問題がありまして、今日いろいろ質問させていただきましたLGBTとか高齢者の部分等について県からもお話をいろいろ聞きました。その中で、また今度の議会で詳しい内容を質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君の一般質問が終わりました。

続きまして、6番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。

佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 6番議員、佐藤菊男です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回、2件ほど一般質問の問題を上げておりますけれども、まず最初に波野総合グラウンドのトイレ改修についてお尋ねをします。

波野総合グラウンドは、昭和53年8月に完成し、今年で45年を迎えることから分かるように施設全体の老朽化が進んでいる状況です。その中で特に利用者から聞こえてくる声で一番多いものはトイレを改修してほしいというものですが、これまで教育委員会にそのような要望はいつ頃からどのくらいの件数が寄せられているのかを教育課長にお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

改修の要望につきましては、昨年度、トイレの清掃とか管理棟の改修の相談がっております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 昨年あったということですが、以前から管理棟の老朽化、トイレもそうですけれども、そういう要望について教育委員会としてどのような対応をされたのか、お尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） トイレの清掃については、月1回程度の外部委託により清掃を行っているところでございますが、再度現場も見まして、委託先に徹底を指示したところでございます。それから、照明の器具についても若干ございましたので、これについても修理は行っておりますが、全体的な管理棟の改修までは至っておりません。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 教育課長、よろしいです。

トイレの現状としまして、老朽化もあるために汚れが目立つことや、くみ取り式ということで水洗ではないために衛生面でも課題を抱えております。また、入り口のほうから男子便器が見え、女性としては非常に使いづらいという声等も上がっております。

そこで、阿蘇市の観光振興の一翼を担っております秦観光課長にお尋ねをしたいと思えます。表現としては少し適当ではないかもしれませんが、汚い、暗い、古いと三拍子そろったようなトイレを観光客はもとより、市民の方々もそのような施設を利用したいと思われるかどうか、また観光課が管理します隣接するやすらぎ交流館を利用したスポーツ合宿などの誘客に向けた取組の中でトイレがこのような状況でいいのか、それに対する観光課長の考えを伺いたいと思えます。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今の質問にお答えします。

もちろんトイレが特に若い世代はずっと洋式で育ってきていますので、美しいトイレにこしたことはございません。ただ、清潔であるということが一番大事かと思っております。実際やすらぎ交流館の合宿でのお客様が一番グラウンドは利用されておりまして、その際トイレはどうしていたかという、やすらぎ交流館に屋外のトイレがございまして、そちらを開放して、そちらが嫌というか、言葉は悪いですが、そちらで不具合がある方は交流館の屋外のトイレを御利用いただいていたということで今まで運用が行われていたようです。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 別のトイレの利用ということですが、非常にグラウンドから離れているし、やすらぎ交流館の屋外トイレを使うというのは現実的ではないと思えます。同じ施設の中にあるトイレを改修するべきだと私は思っております。課長、よろしいです。

今までも言いましたように、トイレの老朽化がこのグラウンド使用のネックになっている一面がありますが、今後の改修計画等について教育委員会にお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

管理棟のトイレの改修ということで、経年劣化によりまして、さびとか雨漏りの状態が散見されます。現在の利用状況を踏まえまして、今後、施設の方向性を総合的に検討してまい

りたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 阿蘇市の抱える、全国的にもそうですけれども、スポーツ施設の多くは災害時における避難所や避難場所、また防災拠点等として災害時には使用が想定され、実際に熊本地震のときには波野総合グラウンドは自衛隊の災害派遣部隊の宿営地となっております。この熊本地震を教訓とした防災上の位置づけから、トイレ等の機能面でも災害時の車中避難場所としての対応が可能となるような強化を進めることが必要と思われませんが、防災担当であります総務部長の見解を求めます。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） やっぱり有事の際には市の力というのは非常に限界がある。それは、これまでの大きな災害の中でまじまじと私たちも感じてきたところです。そういった中で、やっぱり外部からの支援は非常に重要になりますし、外部の活動拠点をまずしっかり持つ必要がある。当然どこでいつどういった災害が起こるか分かりませんので、旧波野村に1つの宿営地、旧一の宮町に1つ、旧阿蘇町に1つ、そういったふうにある程度防災上、必要なところはぜひ防災面を考慮した中では確保していく必要は当然出てくる、そういうふうを考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 平成23年に定められたスポーツ基本法の中には、国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善や施設の安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする規定されておりますので、幼児から高齢者まで、そして障害者も安心して利用できるように、ぜひともトイレ改修の努力をいただきたいと思いますが、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の質問にお答えいたします。

ただ今、議員がおっしゃいましたように、幼児から高齢者、そしてまた障がいをお持ちの皆さんが本当に日々健康で、そして日々の生活にやりがいを感じながら生活していただくためにも、こういった公的なスポーツ施設等の整備は非常に重要であると感じているところです。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 阿蘇市におきましても各種施設の老朽化と厳しい財政の中で安全な施設の提供が困難になることが想定されますが、昨年（令和4年）9月に総務省自治財政局が出しております「自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き」を参考にされ、財政面からも検討されることを企画財政課長に求めたいと思いますが、答弁をお願いします。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

財政的にはやはり公の施設の更新に当たりましては、稼働状況であったり、劣化度、それ

から緊急性、費用対効果等を十分見極めながら、優先順位をつけながら予算措置の判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 住民の強い要望もありますので、今ありましたように、当然優先度、費用対効果、いろんな部分があると思いますが、総合的に勘案していただき、できるだけ早く改修に着手いただくことを望みまして、次の質問、中学校の制服の変更についてに入ります。

まず、市内に3つの中学校がありますが、現在の制服の状況について答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、一の宮中学校におきましては、詰め襟の上衣とズボンと、ブレザーとジャンパースカートを基本として、ブレザー、プラスズボンを導入しております。阿蘇中学校におきましては、ブレザーとズボン、それからブレザー、プラススカートの基本としまして、ズボンとスカートは生徒の選択制としています。波野中学校は、詰め襟上衣、プラスズボンとセーラー服ということの基本としております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 今、3つの中学校の状況の説明がありましたけれども、私のところに住民の方からの声がありましたのは、生徒の制服変更の要望があっているという声が聞こえてきました。それを子どもたちが制服変更を要望しているという形で、そういう状況を学校側としては把握をしているのか、把握をしているとすれば、今後どのような対応をされるのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えいたします。

学校に確認しましたところ、制服については生徒会とかPTAにも図りながら各学校ごとに決定しております。それから、生徒の希望や要望を丁寧に聞き取って検討しているとのことでした。また、制服を一新する場合とか、デザインの変更をする際は、保護者や生徒の意見を丁寧に聞きまして、PTAの役員、学年の委員長、校長、教頭等で構成する制服委員会で審議を重ねて決定を行うということでした。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 制服変更の場合は制服の制定委員会ということですが、現在、全部3つの中学校とも設置されているのか、それともそういう案件が上がってきたときに設置するのか、そこをお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 制服委員会ということで、現在、一の宮中学校と阿蘇中学校は設置をされております。波野中学校は未設置ということですが、先ほども申し上げましたとおり、PTAと学校、それから学校の管理職において検討、審議を重ねて決定しているということでした。



○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） この質問のきっかけは、一の宮中学校の地域学校協働活動推進委員、いわゆる地域コーディネーターさんと言われる方と生徒会役員さんの懇談会の中で生徒の6割から7割が制服の変更に關心があると、生徒は変更を望んでいるが、変更となると保護者の負担が増えるということに心配して、あまり大きな声を上げることができないので、教育委員会から何かの助成があればという意見が出されたということを知ったからでもあります。

また、現在、全国的に性別に関係なく、ジェンダーフリーの制服を選択できる学校の割合が増えてきております。一つの例として、ブレザー、スラックス、ネクタイを基本スタイルとして、リボンやスカートは誰でも選択できるというものです。これは、ジェンダーにも配慮されており、なぜ性別で制服を分けるのだろうという疑問から、制服の在り方を見直す動きが広まっていることもあります。また、SDGsの中にも5番目にジェンダー平等ということでもうたっております。

そこで、坂梨教育長にお伺いしたいと思います。学校の制服は学校で制定することは十分理解しておりますが、教育委員会としてどんな生徒も学校生活を送りやすいような制服選択制をどう捉えているのか、答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員の話がありましたように、制服につきましては、県内でも男女関係なく、多様性を尊重し自分で選べる制服が増えているのは事実でございます。制服の変更によりまして、家族や知人から譲り受けできない場合等も想定されることで、制服のデザインだけでなく、財政面も含めて経済的な負担等も考慮しながら総合的に慎重に検討をされていらっしゃるのと伺っております。子どもたちの思いをしっかりと受け止めながら、そしてできるところをどのように工夫しながら進めていくのか。ある市内の中学校では、校則と制服の改正に向けて、子どもたちが自ら生徒会を中心に生徒総会等を開きながら、ルールを守りながら、そしてみんなが求める制服ってどんなものだろうというふうに協議を進めながら、じっくりと時間をかけ、昨年度、生徒総会での決定を受け、保護者にも御理解をいただく通知等も発出したと伺っております。

改めて、経済的な面ですけれども、制服が変わります場合に負担軽減ができないのかという声がありますということですが、新たな制服への移行による軽減等につきましては現時点では考えておりません。ただ、学校でもある程度移行期間を設けながら、家族とか知人の皆さんから譲ってもらえないか、そういった状況が作り出せないのか、そういったところも丁寧に今検討しておられると伺っているところです。また、このことにつきましては、これまでも福祉課の阿蘇市生活相談センターで実施しておられます学生服等のリサイクル支援事業等も対応いただけるようにいろいろと連携をさせていただけたらと思っております。また、学校では様々な悩みですとか、それから不安を抱える児童生徒のよき理解者になるよう、先生方が真摯に子どもたち一人一人の声を受け止めているところです。

子どもたちが安心して学び、そして生活できるように、この制服も含めまして、豊かな心

の育成として、すべての児童生徒が多様な性を理解するために、各学校では平成 27 年に文部科学省から発出されました「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を活用した職員研修ですとか、生徒を対象に外部講師の方に学校においていただきまして、多様性を理解する性教育講話等も実施しているところです。また、誰でも相談しやすい環境を整えることが重要となります。各学校におきましてもスクールカウンセラーの専門家等の連携等も十分積極的に進めてまいりたいというところで

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6 番（佐藤菊男君） 今、坂梨教育長の思いをお聞かせいただいたところであります。

今回、一の宮中学校の生徒の皆さんが制服変更に当たり保護者の負担を考えているということを知り、感性豊かに、そして周りにも気配りができるまでに成長している生徒さん方の姿に非常に驚くとともに、生徒の優しさを私自身として大事にしていきたいと思って、今回この問題として取り上げさせていただいたところでございます。

阿蘇市の教育目標に「ふるさとを誇りとし、認め合い、学び合い、励まし合い、未来を拓く活力ある阿蘇市民を育成する」とありますので、この目標が一日でも早く実現できますように期待を申し上げまして、今回 3 月定例会における私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

続きまして、10 番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 10 番議員、日本共産党、竹原祐一です。今回もまた一番最後という形になります。何かこれが最近ずっと続いていますので、もういいかなと思っていますが、一番最後、時間も後ろのほうで今までどおり早く終わってくれと、そういう要望もありませんが、一般質問、中身は全部通していきたいと考えております。

まず、私、今回、物価高騰の中で子育ての支援ということで上げていますが、1 番と 2 番、就学援助金と学校給食の無償化という問題については、内容を併せて、その中で質問をしていきたいと思っておりますので、3 つの質問形態となります。よろしくお願ひします。

それでは、まず 1 番と 2 番ということで就学援助金制度と学校給食の関係を質問させていただきます。

子どもの貧困対策として就学援助金制度があり、就学援助金制度を広げていく必要があります。一方、申請が必要なため、すべての貧困世帯に届いていない実態もあります。小学生のいる貧困世帯、そのうち 58.6%しか就学援助金を利用していないという状態があります。また、利用していない人の理由、制度の対象外だと思う人が、これはまた 77.8%と非常に多い状態です。これは、年収が幾ら未満が対象なのか非常に分かりにくい状態です。この統計については、文部科学省かな、そちらの統計で 2022 年に出されています。

そこで、質問いたしますが、阿蘇市における就学援助金制度の支給の内容ですね、これは

いろいろと入学準備金とか学用品、そういう内容を質問したいのと、それと同時に、就学援助金制度の基準額、生活保護世帯の何点何倍という形、そういうのを確認したいので、よろしくをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

就学援助費の内訳ということで、項目としては、学用品費、修学旅行費、新入学学用品費と学用品費ということになります。

それから、金額におきましては、新入学児童の学用品費が、小学校では4万600円、中学校では4万7,400円、それから修学旅行費ということで、小学校で実費ということでございまして2万1,180円、中学校におきましては実費としまして5万6,670円、それから学用品費ということで、小学校で1万5,500円、中学校で2万7,310円、そして学校給食費ということで、小学校で3万9,000円、中学校で4万5,000円となっております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 確認ですけれど、これは支給の内容の中で生徒会費とか、あとPTAの会費の補助とか、そういうのはないんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 学校の支給の要綱の中に学校給食費、修学旅行費、学用品と備品購入費、新入学児童及び生徒学用品費ということで支給の対象の経費の内容を定めていますので、阿蘇市ではこの項目になります。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 分かりました。

それでは、中身を質問していったらまた長くなりますので、次の質問にずっと進めていきたいと考えております。

それでは、この就学援助金は、申請主義から申請していない家庭も多いと聞いています。そういった制度に頼りたくない、また世間的に恥ずかしい、こうした人たちも含め支援を考えていくと給食費無償化、ここでまた給食費の無償化という形で入っていきますけれど、申請もいらず、所得が低い家庭ほど恩恵が大きい。子どもが最低限生きていくのに必要なライフラインとなっています。また、現在の物価高騰の中で一番苦しんでいるのは低所得者、特にひとり親家庭であると思います。

そこで、質問をいたしますが、こういう人たちを含めた支援を考えていくと、食育という観点から学校給食費無償化というのは必要ではないかと思っておりますけれど、その辺は教育課としてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えいたします。

これまで何回か議員からも質問いただきましたけれども、年間、毎年9,000万円という食料費の費用がかかっている状況でございます。今の財政状況から見ますと、現時点では市の負担では難しいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 難しいのは重々分かっています。それで、私は、学校給食費無償化を進める立場ですからどんどん質問をしていきますが、現在、学校給食費を滞納した場合、どういう形で学校給食費の回収はされているのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） これにおきましては、年度ごとに滞納された方に電話催告して、学校のほうでこれを対応して、徴収をやっている状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） ということは、最終的に教師が催促をしているという状態ですね。教師が督促をしなければならない場合もあり得ると思いますが、そうすると、保護者は子どもを担任に相談しにくくなります。そういう問題も起こります。経済的な困難を抱えた家庭では、子どもたちの栄養不足も起こり得ます。物価高騰の中で食費を抑えたり、給食費を値上げするということは、対応ではなく、無償化により家計を助け、子どもの健康に資するというのが望ましいのではないのでしょうか。

そして、これは一つの例ですけれど、東京都世田谷区ですけれど、ここでは給食費、学用品、そういう就学援助金に対して、保護基準がもともと 1.24 倍であったんです。それを、新たに保護基準を 1.4 倍に上げ、逆に就学援助金、準要保護者になれば、給食費ももちろんただになりますので、支給されますので、1.4 倍に引き上げ、その結果、子どもの 3 分の 1 が学校給食費無償化の対象となったということで、そういう形の方法も考えられると思うので、基本的には市の財政が出ていくというのは一緒ですけれど、そういう形でも徐々に、今 1.1 倍のところを 1.215 倍にして、あと 50 人でも給食費無償化の生徒を増やすとか、そういう徐々に見える形で実施はできないのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員もおっしゃいましたとおり、1.4 倍ということになりますと 3 分の 1 ということになりまして、先ほども申し上げましたけれども、財政的な負担が増えるということでございますので、財政状況から見まして、今の状況で様子を見ながら、今後この学校給食費無償化も財政の状況を見させていただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 昨日も出ましたが、ふるさと納税でぜひとも頑張ってもらって、上がった分だけでもそういう給食費に使うと、そういう形でも考えていただきたいと思いません。

それでは、次の質問に移ります。今回 3 番目の質問については、非常に簡単な内容です。これは、令和 2 年 4 月から 18 歳まで子どもの医療費、市内においては、窓口負担はゼロになりました。ところが、阿蘇市外においては、窓口負担はまだあるという状態です。私は、この窓口負担をなくしてほしいという要望です。御回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えします。

市議がおっしゃられたとおり、阿蘇市では 18 歳までの子どもに対して、市内外通院・入院問わず、医療費の完全無償化を実施しております。阿蘇市内すべての医療機関では医療費の窓口負担をゼロにするために、その事務経費について、子ども医療の趣旨を御理解いただき、阿蘇市内の医療機関についてはそれに必要な請求手数料等を全額無償で対応してもらっているところです。今おっしゃられたとおり、阿蘇市外の医療機関で、もちろん完全無償化ですので、最終的には保護者にお金は支払うこととなりますけれども、一時的に窓口をゼロにするためには、新たな財源が必要になるところです。そのことから、外部委託等の新たな財源が必要になりますので、市外医療機関の現物給付は予定しておりません。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 課長、私、今すぐに全部の医療機関、そういう窓口負担を無料にせいという形ではなくて、例えば今、小国のほうでやっていることは、この阿蘇の病院を考えた場合、温泉病院を利用する児童生徒が多いということで、温泉病院とタイアップして、窓口負担を無料化という、ほかの病院はまだ一時立替えという形の状態なんですね。ですから、私は、極端に言えば、熊本市内の日赤ですね、あそこに対して当面窓口負担をゼロにしてほしいと、それから順番に予算的にやっぱりお金のかかることですから、今年はこの病院という形で順番に増やしていったらいいと考えてたんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 外部委託するためには、病院個別、個別で委託することにはなりません。支払基金とか国保連合会、こちらと委託契約を結んで、1 件当たり幾らという手数料契約をして、そしてそれからの部分になりますので、この病院の場合は払う、この病院の場合は払わないとかいう設定は基本できません。例えばの話、今おっしゃられた日赤に阿蘇市から阿蘇市の子どもの請求は阿蘇市にしてくださいという願いをしても、到底ほかの自治体の分もありますので、受け入れてくれることはまずないと考えております。その分、やはり何かの手はずをとらなければいけなくなるので、阿蘇市内の分は、本当に医療機関の御理解をいただいて、全般的にその請求事務を無償でやっていただいているからできていることなので、ほかの部分難しいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 分かりました。非常にお金のかかることですから、その辺もまた一般質問で進めていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

次の質問に移ります。次の質問は、これまたややこしいんですけど、国保税の算定に当たって 18 歳までの均等割の無償化を、私も選挙中、十分訴えました。実際、国保というのが非常に高い保険という形になっています。健康保険になっています。この原因というのがやはり国からの国保に対しての国庫補助を大幅に削減されたという問題点ですね。それと同時に、加入者の中心が、今までの農業、自営業者から、今度は無職、そして非正規の加入者が増え、そして 1990 年度の平均所得も 240 万円から 2020 年では 136 万円と、加入者の平均

所得が大幅に下がり、国保世帯の所得が減少、また高齢者とか傷病者比率が大きくなり、医療給付費の増大、その原因により国保税が非常に高くなっているというのが原因なんです。

そういう中で、今現在、阿蘇市の国民健康保険、これも所得割、均等割、それから平等割という形になっています。所得割は9.9%、均等割は2万4,400円。この均等割は、世帯によって4人家族であれば2万4,400円掛ける4人、赤ちゃん、0歳児がいても一緒。平等割は、1世帯当たり2万6,600円という形になっています。やはり一番大きな問題は、均等割ですね。私も今回の問題の中で均等割について、子どもの人数が多い家庭ほど国保税が高いと。実際医療にかかる確率も高いかと思いますが、この考え方というのは、この制度自身が、これは昔の人頭税と言われる子育て支援にまるで逆行しているような考え方だと私は思います。それで、2022年ですか、国も国民からの強い批判により、ここの部分に対して免除ではなく、半額で小学校、中学校、高校以外の子どもに対して補助をしていくという形をとっています。基本的には全然解決はしていないんですけど、これは、今現在、全国の知事会など、広い団体で就学前の児童の均等割減額を求める、そういう声が非常に上がっています。そして、同時に、今、熊本県内でも均等割の免除を行う自治体も現れてきているという形ですね。

こういう中で、今、国保の状況を言いましたが、まず確認をしておきたいのは、阿蘇市の国保が、今現在、熊本県内でどのぐらい高いのか、そしてどのぐらいの所得の水準の人が、平均所得ですね、あるのか、その辺の統計が出ていると思いますので、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃいました県内でどれぐらいの位置にあるのかという分に関しましては、熊本県が示している令和4年度の1人当たりの標準保険料につきましては11万8,952円ということで、県内で5番目ということになっております。

申し訳ありません。所得の平均に関しては持ち合わせておりません。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 1人頭11万8,900円ということで、非常に1か月当たり1万円ちょっとという形になりますけれど、社会保険とか、そういうのに比べれば安いというか、社会保険の場合は年金から全部含まれていますので、それプラスのあれ、あと給与が半額という形で非常に有利な制度になっていますが、こういう中でやはり均等割の問題、先ほど言いましたけれど、ほけん課では分かりにくいと思うんですけど、税務課のほうで均等割についてどのようなお考えというんですか、減免をするような方向性は考えていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（菅 敏徳君） 税務課長。

○税務課長（上村美博君） お疲れさまです。御質問にお答えします。

均等割の部分について、まず概要だけを御説明したいと思います。現在、令和5年度の当初の賦課の資料をもとに国保のみの計算をやってみましたところ、国保のまず加入者自体が

3,813世帯、人員にして5,914名になっております。そのうち、今回御質問にありました18歳までの方が占める割合が244世帯、率にして6.39%、453名、7.65%という形になります。これは、18歳までの方をチョイスした部分でございます。この部分につきまして、対象を税額としたときには1億4,000万円程度になります。2万4,400円の人数をまず掛けまして、そのうち18歳までにかかる方が1,105万3,200円、率にしますと7.66%になります。そして、もう一つ、御存知のとおり、3区分になっています。今言いましたのは医療給付費分でございます。後期高齢者等支援金部分にも該当する方がいらっしゃいますので、総額で4,667万4,700円、そのうち357万8,700円が、率にしては変わりませんが、7.66%が該当される対象税額となっております。計の1,463万1,900円が18歳までの該当者ということになっております。

御質問のありました均等割についてどう思われているかということについては、答弁は控えさせていただきますと思います。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 均等割減免についても免除についても1,000万円以上の予算が必要だという御返答ですが、これについてもすぐということではなく、今の国保の世帯を考えれば、やはり緩やかな減免基準を市独自でつくっていくとか、そういう方向で国保世帯を助けていくという方向性は常に考えていってもらいたいと思います。

でも、私もこれ以上皆さん方とお話ししても前向きな御返答は出ませんので、私はこの辺で一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。2時20分から再開いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。市長より議案第 48 号「工事請負契約の変更について」及び議案第 49 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）について」の議案 2 件、また委員会発議 1 件が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 48 号、議案第 49 号及び発委第 3 号の 3 件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。日程に追加しました 3 件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、追加議案の 3 件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

#### 追加日程第 1 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第 1、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速でありますけれども、令和 5 年第 3 回阿蘇市議会定例会、追加提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 48 号「工事請負契約の変更について」

本件は、阿蘇山火口二次避難施設整備工事について、変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 49 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）について」

本件は、資材調達等に時間を要している坂梨公民館外構工事の繰越明許費を追加し、噴火警戒レベルの引上げに伴い、年度内竣工が困難となっている阿蘇山火口周辺工事の速やかな再開に向け、債務負担行為を追加しています。

以上、議案 2 件（予算 1 件、その他 1 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

#### 追加日程第 2 議案第 48 号 工事請負契約の変更について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第 2、議案第 48 号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。



経済部長。

○**経済部長（藤田浩司君）** お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 48 号、工事請負契約の変更について、御説明申し上げます。

まず、提案理由です。本件は、阿蘇山火口二次避難施設整備工事について、変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的及び 2、変更前の契約金額及び 3、変更後の契約金額につきましては、記載のとおりでございます。今回変更によりまして 5,088 万 1,405 円の減額となります。5、変更理由につきましては、噴火警戒レベル引上げに伴い、年度内竣工が不可能となったことにより、設計変更が生じたためであります。6、契約の相手方につきましては、株式会社田上建設でございます。

補足説明させていただきます。本件工事につきましては、先の全員協議会におきまして状況報告させていただいたとおりでございます。阿蘇山上広場に救護室、トイレなどを備えた避難休憩施設を整備するもので、年度内竣工を目指していたところ、先般、令和 5 年 1 月 30 日から火山活動の活発化に伴い、噴火警戒レベル 2 が発表、火口周辺 1 キロの立入規制が敷かれたため、工事をやむなく中止しているところでございます。現在においても立入規制が継続しておりまして、年度内竣工は事実上不可能となっております。通常であれば工期を延長し、次年度に繰り越して工事完成を目指すところですが、本工事につきましては、令和 2 年度国庫補助事業を活用して実施しており、本年度が事故繰越年度となりますので、法律上再度の繰越しができず、一旦精算しなければなりません。したがって、今回、本補助事業を出来高精算するため、工事未了分 5,088 万 1,405 円を減額するものでございます。

なお、規制解除後には速やかに工事を再開しなければなりませんので、この後、議案として債務負担行為補正を計上させていただいておりますこと、さらにやむを得ない工期の延長でありますので、国に対しても新たな補助金を調整いただくよう要望活動を行っておりますことを申し添えます。

以上、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○**議長（菅 敏徳君）** これより質疑を行います。質疑はありますか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○**17 番（谷崎利浩君）** 事情は分かりましたが、次の予算書も含めて債務負担行為は 7,000 万円と書いてありますが、工事そのまま開いたらすぐ進めていく予定で、まだ国の補助は決まっていないということでしょうか。差額の 1 億 3,000 万円を国の補助を求めて活動しているというところで理解してよろしいですか。

○**議長（菅 敏徳君）** 観光課長。

○**観光課長（秦 美保子君）** 1 つ目の御質問については、財源の結果が県から要望活動の結果の連絡があるようになっております。その結果を受けて、すぐ工事は再開したく、新た

な財源につきましては専決または臨時議会でどうか、今現場が非常にリース料も日々かかっている状態、それと火山ガスの劣化が懸念されますので、そういった措置で、もしもその補助金が、交付金がもらえないときには財政課と協議しまして予算化をする方向でぜひお願いをしたいと思います。

この金額の差額ですけれども、まず、今、変更契約に出しました建物だけに加えて、この建物についても新たな契約になりますので、工事単価を最新のものにいたします。これが上がっているというところ、それと資材をもう一回再調達、一回全部出せる分は出したので、その再調達、そういったものがあります。それと、水道工事、これも今、精算になっています。それと、公園道路の工事、この3つが今回精算になっておりますので、その分で約6,600万円、残りの400万円というのがやはり今後長期化したときとかにまたリース料とか手戻り工事があるかと思っておりますので、それに備えた形になっております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第48号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 追加日程第3 議案第49号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第3、議案第49号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について」を議題といたします。

企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。

ただ今追加議題としていただきました議案第49号、令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について、御説明申し上げます。

別冊1をお願いいたします。

開いて、1ページになります。まず、第1条としまして繰越明許費の補正、第2条で債務負担行為の補正、今回はこの2項目のみ上げておまして、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、最初に繰越明許費の補正について説明させていただきます。2ページをお願い

します。2 ページにつきましては、繰越明許費の追加 1 件になります。坂梨公民館外構工事につきましては、U字溝などの資材調達に時間を要しておりまして、年度内竣工が難しい状況ですので、繰越明許費を予算と同額の 800 万円計上しております。

また、次の 3 ページをお願いします。3 ページは、債務負担行為の追加 1 件になります。阿蘇山火口二次避難施設、阿蘇山上線等整備事業につきましては、先ほど説明がございました噴火警戒レベルの引上げ等に伴いまして、令和 2 年度予算で計上し、事故繰越として対応しておりました 3 件の工事と施工監理委託業務 1 件につきまして、年度内に完了することが困難になり、規制解除後に速やかに工事を再開できるように債務負担行為として 7,000 万円を計上しております。

なお、規制解除の時期、それから補助金要望等の関係で予算年度が不透明でありますので、予算については、改めて計上させていただく予定でございます。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 49 号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 追加日程第 4 発委第 3 号 阿蘇市議会個人情報保護条例の制定について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第 4、発委第 3 号「阿蘇市議会個人情報保護条例の制定について」を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は省略いたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） 発委第 3 号、阿蘇市議会個人情報保護条例の制定について。

提案理由。本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、市議会に必要な事項を定めるため、本条例を定めるものである。

概要です。個人情報の保護に関する法律の改正は、地方公共団体の執行機関には直接適用されますが、地方議会には国会や裁判所と同様にその独立性を確保するという考え方から適用対象外とされ、その自律的な対応に委ねることとされました。このため、市議会における

個人情報の取扱いに関する規律を定めるため、個人情報の保護に関する法律や阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定の内容を踏まえつつ、本条例を制定するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発委第3号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、令和5年第3回阿蘇市議会定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

改選後、初の定例会は、3月1日開会以来、本日まで17日間にわたり提案されました明年度予算案をはじめ、多数の重要議案について終始熱心に御審議いただき、本日この議案を議了して、無事閉会の運びとなりましたことに心から感謝を申し上げます。

理事者各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員長報告をはじめ、今会期中に開陳されました各議員の意見を十分尊重しつつ、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われますよう希望するものであります。

さて、朝夕は肌寒い日がございますが、日増しに暖かくなり、春の訪れを感じられる季節となりました。議員各位におかれましては、新年度にかけて公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、健康には十分御留意いただき、引き続き本市の発展のため、御活躍いただきますよう祈念申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

これをもって、令和5年第3回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。

午後2時38分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 5 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員